

Weekly Report

第409号
平成29年5月22日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

役員に対する定期同額給与の見直し等

◆損金算入が制限される役員に対する給与

役員に対する給与を損金算入するためには、定期同額給与（1ヶ月以下の一定期間毎で、事業年度中の支給額が同額）や、事前確定届出給与（所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で届出が必要）などに該当する必要があります。

税法上の役員とは、取締役などの会社法等で規定された役員だけでなく、①使用人以外で地位、職務等からみて、他の役員と同様に経営に従事している（取締役になっていない会長や顧問など）、②同族会社の使用人で一定の特殊割合を満たし、経営に従事している、のいずれかに該当する方は「みなし役員」となり、役員と同様の扱いになります。

◆手取り額が同額の場合も定期同額給与に該当

多くの中小企業は定時同額給与を支給していますが、支給額を改定する場合は通常、決算後に開催する定時株主総会により改定する必要があります。事業年度の中途に利益調整目的や一時的な資金繰りなどで改定した場合には、損金

不算入となる金額が生じることになりますが、経営状況が著しく悪化したなど一定の事由に該当する場合は、事業年度中の改定も損金算入が認められます。

なお、29年度税制改正において、所得税や住民税、社会保険料等を控除した金額が同額である定期給与も定期同額給与とみなされることになりました。これにより、例えば、社会保険料の引上げで手取り額が減少する場合でも、支給額を増やして保険料引上げ前と同額の手取り額にすることができます。

29年4月1日以後に支給に係る決議（決議が行われない場合、その支給）をする給与に適用されず。

個人情報保護法の基本チェックポイント

今月30日から、全ての事業者が個人情報保護法の適用対象となりますので、基本的な取り扱いについて、以下のチェックポイントを確認しましょう。

- 個人情報を取得する際は、利用目的を本人に通知、又は予めHP等で公表する（取得状況から利用目的が明らかな場合、通知等は不要）。
- 取得した個人情報は利用目的の範囲で利用する。異なる目的で利用する場合は本人の同意が必要。
- 個人情報の漏洩等が生じないように管理する。
- 個人情報を第三者に提供する場合は、本人の同意が必要（業務委託などは第三者に該当しない）。
- 本人から個人情報の開示、訂正、利用停止などの請求があった場合は適切に対応する。

ランサムウェア等の感染にご注意を

世界各国でランサムウェア（身代金要求型ウイルス）の感染が拡大し、被害が発生しています。ランサムウェアとは、感染したパソコンのファイルを暗号化し、暗号解除と引き換えに金銭を要求する不正プログラムです。

感染を防ぐためにも、*不審なメールの添付ファイルやURLを開かない、Windows等のソフトウェアをアップデートする、*ウイルス対策ソフトを更新する、*ファイルのバックアップを定期的に行う、などが必要です。